

## 前年度実績に基づき算定できる加算等について (障害者総合支援法)

下記加算等については、前年度実績を確定した上で、4月15日までに届け出ることにより、4月1日に遡って算定できます。

その他の加算等については、通常通り前月の15日までに届け出てください。

サービス名	加算名
療養介護	1. 人員配置体制加算
生活介護	1. 人員配置体制加算
	2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
	3. 重度障害者支援加算（Ⅰ）
	4. 就労移行支援体制加算
施設入所支援	1. 夜勤職員配置体制加算
	2. 重度障害者支援加算（Ⅰ）
	3. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
自立訓練	1. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
	2. 夜間支援等体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ） ※宿泊型自立訓練のみ
	3. 地域移行支援体制強化加算 ※宿泊型自立訓練のみ
	4. 就労移行支援体制加算
共同生活援助	1. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
	2. 夜間支援等体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）
就労移行支援	1. 基本報酬
	2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
	3. 就労支援関係研修修了加算
	4. 移行準備支援体制加算
就労継続支援A型・B型	1. 基本報酬
	2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
	3. 目標工賃達成指導員配置加算※B型のみ
	4. 就労移行支援体制加算
	5. 重度者支援体制加算
就労定着支援	1. 基本報酬
	2. 就労定着実績体制加算
地域移行支援	1. 基本報酬 ※地域移行支援サービス費（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）を算定する場合

※就労系障害福祉サービスの基本報酬については、別紙4-1、4-2の対応を予定しております。必要な届出等については後日、お知らせいたします。